

安全委員会 会員各位

16JEITA - 環安094号  
平成16年6月7日  
(社)電子情報技術産業協会  
安全委員会  
委員長 杉本 満則

「電気用品の取扱いについて(内規)」に関わる  
電源コードセット等に係る技術基準遵守の周知のお願い

平素より、当委員会活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

過日(平成16年3月22日)諸般の状況に鑑み、経済産業省のホームページに、原子力安全・保安院長名で「電気用品の取扱いについて(内規)」が掲載されましたことは既にご高承のことと存じます。

この内規では、電気用品の製造事業者並びに輸入事業者は、当該電気用品の部分品及び当該電気用品に同梱される特定要件による汎用性のない電源コードセットについて、電気用品安全法に基づく事業の届出及び表示の義務を暫定的に免除する旨の運用の考え方が示されると共に、当該電気用品の部品及び付属品に適用される技術基準には適合する義務がある旨を、併記しております。

安全委員会と致しましては、独自に、別紙の対応を取り纏めましたので、会員各位におかれましては、標記の技術基準遵守について、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

- 添付資料 -

資料 No. 1 電源コードセット等に係る  
「電気用品の取扱いについて(内規)」に関する対応について

資料 No. 2 「電気用品の取扱いについて(内規)」の制定について  
〔経済産業省ホームページ 及び 業界宛て書面〕

電源コードセット等に係る  
「電気用品の取扱いについて(内規)」に関する対応について

1. 内規の主旨を踏まえた対応

標記の内規に関連し、法の主旨並びに基準適合義務を確実に果たすべく、電気機器の製造・輸入事業者は、製品一体不可分、又は、部品としての基準適合義務の履行を証明するため、基準を満足していることを明示し得る方策を取ること。

当該内規においては、特定要件に基づく「汎用性のないもの」として、マーク表示がない場合においても、電気機器の一体として、「該当する電気用品の部品及び付属品に適用する技術基準」への適合を証明する必要がある。

2. 具体的な対応方法

(1) 基準適合義務等の具体的な対応

電源コードセットについては、製造・輸入事業者としてプラグ、コード、コネクタの技術基準適合義務、検査の義務及び表示の義務を果たす必要がある。このため、<PS>E マ

ーク付のもの(有効期限のある  マーク品を含む)を使用することを基本とする。

但し、製品本体の対象・非対象、輸入品の取り扱い(物流、商流)等において、<PS>E マーク表示が困難な場合は、下記のいずれかの措置を考慮する。

部品として技術基準適合を担保するデータ、証明書の副本等を保持し、全品の検査の実施とその結果(記録)を保管する。


製品本体と一体不可分として製品一体で基準適合を担保するデータを保持し、全品の検査の実施とその結果(記録)を保管する。

(2) 取扱説明書への対応

取扱説明書にはマーク表示の有無に係らず、安全性確保のため使用上の一体不可分の関係について、製造・輸入事業者として使用者に明確に伝達することを主旨として、次の文言または同等の記述を行う。

「製品には、同梱された電源コードセットを使用すること」及び「同梱された電源コードセットは、他の製品に使用しないこと」

(3) 注意事項

<PS>E マーク品、または有効期限のある  マーク品に対する技術基準適合証明及びデータに関しては、適合性検査証明書等で認証取得者(社)名、認証期限及び認証された工場や住所を確認すること。

なお、当電源コードセット等の取り扱いについては、会員各社の自己責任による安全性対応、技術基準適合証明の担保が基本であり、ここに示したものを強制するものではない。

以上

平成16年3月22日

電気用品関係団体各位

経 済 産 業 省  
原子力安全・保安院  
電 力 安 全 課

「電気用品の取扱いについて（内規）」の制定について

電気機器の部分品及び電気機器に同梱される電源コードセットの取扱いについて、別添のとおり、「電気用品の取扱いについて（内規）」を制定しましたので、お知らせいたします。

電気用品の製造・輸入事業者は、当該電気用品の部分品、当該電気用品に同梱される汎用性のない電源コードセットについて、電気用品安全法に基づく事業の届出、表示等を行う義務はありませんが、当該電気用品の部品および附属品に適用される技術基準に適合する義務がありますので、ご注意ください。

今後とも、電気用品安全法の目的を踏まえ、民間事業者の自主的な活動によって電気用品の安全性の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

# 経済産業省

平成16・03・11原院第1号

平成16年3月22日

経済産業省原子力安全・保安院長 佐々木 宜彦

## 電気用品の取扱いについて（内規）

電気用品のうち電源コードセット及び部分品の取扱いについて、次のとおり定める。

### 1. 定義

- (1) 「電源コードセット」とは、電線（ケーブル、コード、キャブタイヤケーブルをいう。）の両端に差込み接続器（差込みプラグ、コードコネクターボディ、アイロンプラグ、器具用差込みプラグ、その他の差込み接続器をいう。以下同じ。）を組み合わせたものをいう。
- (2) 「電気機器」とは、一般用電気工作物に接続して用いられる機械器具等（電気用品安全法（以下「電安法」という。）施行令別表第一第五号から第十号及び別表第二第五号から第十一号までに定めるもの（以下、「電気用品」という。）を含む。）をいう。
- (3) 「部分品」とは、電安法施行令別表第一第一号から第五号まで及び別表第二第一号から第六号までに定めるもののうち、電気機器に組み込まれるもの（電気機器に直付けされるものを含み、電源コードセットを除く。）をいう。
- (4) 電源コードセットについて、「汎用性がないもの」とは、これを同梱する電気機器以外の電気機器で使用できないようにするため、次の何れかの措置が講じられているものをいう。
  - ①電源コードセットの差込み接続器（差込みプラグを除く。）が特殊な形状（規格化、標準化されていない形状）であること
  - ②電源コードセットを同梱した電気機器以外の電気機器では使用できない旨を取扱説明書に記載していること
- (5) 電源コードセットについて、「汎用性があるもの」とは、上記(4)以外のものをいう。

## 2. 電源コードセット及び部分品の取扱い

民間事業者の活動	電安法上の取扱い
(1) 電気機器を輸入する場合	<p>①部分品（補修用を含む。以下同じ。）については、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。</p> <p>②電気機器に同梱して、又は同梱するために、輸入する電源コードセット（補修用を含む。以下同じ。）であって、汎用性があるものについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。</p> <p>③電気機器に同梱して、又は同梱するために、輸入する電源コードセットであって、汎用性がないものについては、電気機器と一体とみなし、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。</p>
(2) 電気機器を製造する場合	<p>①自らが製造又は輸入する部分品については、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。</p> <p>②電気機器に同梱するために自らが製造又は輸入する電源コードセットであって、汎用性があるものについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。</p> <p>③電気機器に同梱するために自らが製造又は輸入する電源コードセットであって、汎用性がないものについては、電気機器と一体とみなし、電気機器の電安法上の取扱いに基づくこととする。</p>
(3) 部分品又は電源コードセットを単一で販売するために製造又は輸入する場合（ただし、電気機器を製造又は輸入する者が当該電気機器の購入者に補修用として供給するために製造又は輸入する場合を除く。）	<p>部分品又は電源コードセットについては、電安法に規定する義務を履行しなければならない。</p>